

経済産業関係法人健康保険組合
限度額適用認定証の申請について

「健康保険限度額適用認定証」（以下「認定証」）は、医療機関での支払いを認定証に記載の適用区分に応じた自己負担限度額（以下「限度額」）までに抑える医療証です。認定証を使用しないで支払った場合でも後日給付金が支給されるため、最終的な自己負担額は同じです。

◆申請不要な方

- ①オンライン資格確認を導入している医療機関を受診する場合は、被保険者証又はマイナンバーカードで適用区分を確認することができるため、認定証の申請が不要です。
- ②被保険者が低所得者（市区町村民税が非課税等）の場合、別様式の「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」で申請する必要がありますので、当組合までお問い合わせください。
※被保険者が低所得者に該当する、70歳未満で被保険者の標準報酬月額が50万円以下の方と高齢受給者証をお持ちの方で一部負担金の割合が2割の方が対象です。
- ③高齢受給者証をお持ちの方で、一部負担金の割合が2割の方と被保険者の標準報酬月額が83万円以上の方は、医療機関の窓口で被保険者証と高齢受給者証を提示することにより限度額までの支払いとなるため、認定証の申請が不要です。
※高齢受給者証とは、70歳の誕生日の前日が属する月の翌月1日を適用開始日とする医療証です。対象者には事前に交付されます。また、70歳未満とは、70歳の誕生日の前日が属する月の末日までを示しています。

◆申請方法と提出先

- ①当組合に「健康保険限度額適用認定申請書」（以下「申請書」）を郵送又はメールで提出することにより認定証が交付されます。
※メールで申請する場合、ホームページから直接入力用の申請書（Excelファイル）をダウンロードし、必要事項を入力した申請書をメールに添付して送信してください。なお、Excelファイルには任意のパスワードを設定の上、申請書とは別のメールでパスワードをお知らせください。
- ②勤務先（事業所担当課）から了承を得ている場合は、申請書の提出及び認定証の受取・返納を勤務先経由で行うことができます。

郵 送： 〒105-0001 東京都 港区 虎ノ門 2-2-5 経済産業関係法人健康保険組合
メー ル： gendogaku@tsuken.or.jp
問 合 せ： 03-3583-8260

◆給付金

- ①認定証を医療機関の窓口で提示しないで高額な医療費を支払った場合は、当組合では法定給付である高額療養費と当組合独自の付加給付が、最短で受診月の3か月後に手続不要（自動払い）で給付金として被保険者の登録口座（入社時等に登録済）に支給されます。
※高額療養費：自己負担額のうち限度額を超えた金額。
付加給付：自己負担額から高額療養費を除き、25,000円を差し引いた金額。
- ②認定証を医療機関の窓口で提示して医療費を支払った場合は、限度額を超える支払いが不要となるため、最短で受診月の3か月後に手続不要で付加給付のみが支給されます。
※保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

◆標準報酬月額と自己負担限度額

- ①認定証に記載される適用区分は被保険者の標準報酬月額に応じて決まります。標準報酬月額については、給与明細書に記載の健康保険料から算出又は勤務先にご確認ください。任意継続被保険者の方は「任意継続被保険者資格取得通知書兼納付書」「保険料改定通知書兼納付書」でご確認ください。
※健康保険料20,000円（被保険者負担分）・健康保険料率8.0%のときの標準報酬月額：20,000×2÷0.08=500,000円
標準報酬月額は事業主からの届出により変更することがあります。
- ②健康保険料率と限度額は、ホームページで確認することができます。
※当組合の健康保険料率：ホーム > 健保のしくみ > 当健保組合の保険料
70歳未満の方の限度額：ホーム > 健保の給付 > 医療費が高額になったとき
高齢受給者証をお持ちの方の限度額：ホーム > 健保の給付 > 病気やけがをしたとき
> 70歳以上75歳未満の高齢者の負担軽減措置

以上